

第6期第3回福岡市男女共同参画審議会（平成27年7月6日）

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）（案）

～ 目 次 ～

第1部 計画総論

I 計画策定にあたって

- 1 計画策定の経緯
- 2 策定の背景
- 3 福岡市の現状
- 4 第2次基本計画の評価と今後の課題
 - (1) 主な取組と成果
 - (2) 数値目標の達成状況
 - (3) 今後の課題

II 第3次基本計画の基本的考え方

- 1 第3次基本計画策定の目的と目指す姿
 - (1) 策定の目的
 - (2) 福岡市が目指す姿
- 2 第3次基本計画の位置づけ
- 3 第3次基本計画の体系
- 4 重点的に取り組む施策
- 5 数値目標及び参考指標
- 6 計画期間
- 7 計画の推進
 - (1) 推進体制の充実
 - (2) 拠点施設、区役所の役割
 - (3) 多様な主体との連携・共働

第2部 計画各論

- 基本目標1 男女平等意識が浸透した社会を目指します
- 基本目標2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重される社会を目指します
- 基本目標3 男女が共に仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します
- 基本目標4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します
- 基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します
- 基本目標6 地域において男女が共に支えあい、安心して暮らせる社会を目指します

第1部

計 画 総 論

I 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯

福岡市では、市民一人ひとりが個人として尊重され、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現を目指して、平成 16(2004)年 4 月に「福岡市男女共同参画を推進する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。条例では、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や、市の責務と市民・事業者・自治組織及び教育に携わる者の役割を定めるとともに、各種政策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画の策定を義務付けています。

この条例第 11 条の規定に基づき、平成 18(2006)年 3 月には「福岡市男女共同参画基本計画」（計画期間：平成 18～22 年度。以下「第 1 次基本計画」という。）を、平成 23(2011)年 3 月には「福岡市男女共同参画基本計画（第 2 次）」（計画期間：平成 23～27 年度。以下「第 2 次基本計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた諸施策を推進してきました。

2 策定の背景

(1) 国際的な動き

国際社会においては、国連の女性の地位向上に関する運動や男女共同参画推進に関する取組が進められてきました。

平成 23(2011)年 1 月、国連婦人開発基金等既存の 4 機関を統合して「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が設立され、我が国は同機関の初代執行理事国（任期 3 年）に選出されました。

平成 26(2014)年 3 月の第 58 回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。これは東日本大震災の経験や教訓を共有し国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、我が国が初めて国連婦人の地位委員会に提出したものです。

(2) 国内の社会情勢

我が国では、さらなる少子化の進展と急激な高齢化が同時進行する中、労働力人口や消費者数の減少により経済成長力が低下傾向にあり、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会の構築が重要な課題となっています。

また、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加など家族形態の変容や、地域社会における人間関係の希薄化に加え、グローバル化の進展、失業者や非正規労働者の増加等により、経済的困難に加えて、日常生活の困難や地域社会における孤立など社会生活上の困難を含めた「生活困難」を抱える人が増えています。

これまで、妊娠・出産等により就業の中断が生じやすいこと、相対的に低収入の非正規雇用者が多いこと等から、女性は「生活困難」に陥りやすいと言われてきました。しかしながら近年は、男性の非正規雇用も増えてきたこと、一人暮らしの高齢男性が生活上の自立困難や地域で孤立する状況になりやすいこと、家事に不慣れな父子世帯が仕事と家事・育児の両立に悩む等の問題も生じ、男女を問わず「生活困難」に陥るリスクが高まっています。

(3) 国の動き ※国の第4次計画策定状況にあわせて見直す予定

国においては平成 22（2010）年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」（計画期間：平成 23（2011）年～27（2015）年）が策定されました。第 3 次男女共同参画基本計画では、改めて強調している視点として、「女性の活躍による経済社会の活性化」「男性、子どもにとっての男女共同参画」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」「地域における身近な男女共同参画の推進」の 5 つを掲げています。

また、今後取り組むべき喫緊の課題の一つとして「実効性のある」積極的改善措置の推進を挙げ、社会のあらゆる分野において、「2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を 30%程度に」する目標を掲げ、政府自ら女性の採用・登用の拡大や仕事と家庭の両立支援について率先した取組を行っています。

平成 25（2013）年 6 月には閣議決定された「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられ、平成 26 年 6 月 24 日「日本再興戦略改定 2014」に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられました。さらに平成 26 年 10 月には「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮されることは人口減少・超高齢化が進む下においても、活力ある持続可能な社会を作ることにつながるとし、さらに、女性の様々な希望に応じて女性が輝くための施策「すべての女性が輝く政策パッケージ」が提示されました。

その他の動きとしては、平成 23（2011）年 4 月 1 日に改正「次世代育成支援対策推進法」が全面施行され、従業員 101 人以上の事業所に従業員の仕事と子育ての両立を支援するための「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられるとともに、同法の期限が 27（2015）年 4 月から 10 年延長され、引き続き職場や地域において子育てしやすい環境整備に向けた措置が講じられることになりました。

さらに、平成 24（2012）年 7 月 1 日から改正「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の施行により、3 歳未満の子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や介護休業に加えて介護休暇の導入が行われました。

ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）に関しては、平成 26

（2014）年1月から改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が施行され、配偶者だけでなく生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。

また、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、企業等における女性登用の数値目標や行動計画の策定と公表が義務付けられました。

（4） 福岡県等の動き

福岡県においては、平成23（2011）年3月に「第3次福岡県男女共同参画基本計画」（計画期間：平成23（2011）年～27（2015）年）が策定されました。

また平成25（2013）年5月には県内の民間企業を中心に官民挙げた女性の活躍推進をめざす「女性の活躍推進福岡県会議」が設立され、女性管理職の割合など自ら目標を設置し登録している「女性活躍推進自主宣言」企業・団体数は170を超えています（平成27年5月8日現在179社）。

（5） 福岡市の取組

平成23（2011）年3月に策定した「第2次基本計画」は、達成すべき数値目標、進捗状況を評価するための参考指標、重点的に取り組む施策等を具体的に明示しました。

国、県の動きや市民の意識やニーズを踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指して、各種政策を総合的かつ計画的に推進してきました。

市民や自治組織等においても、男女共同参画のための自主的な取組を進めるとともに、市と連携した事業を実施するなど幅広い取組を行ってきました。

また、基本目標2の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」に関する部分を福岡市のDV基本計画と位置付け、策定し、深刻化するDV被害者への支援の充実を図ってきました。

さらに、平成25（2013）年には「女性の活躍推進福岡県会議」の設立に参加し「女性活躍推進自主宣言」を行うとともに、平成26（2014）年には女性活躍推進担当課長を新設し、女性活躍推進をめざす体制を強化しました。

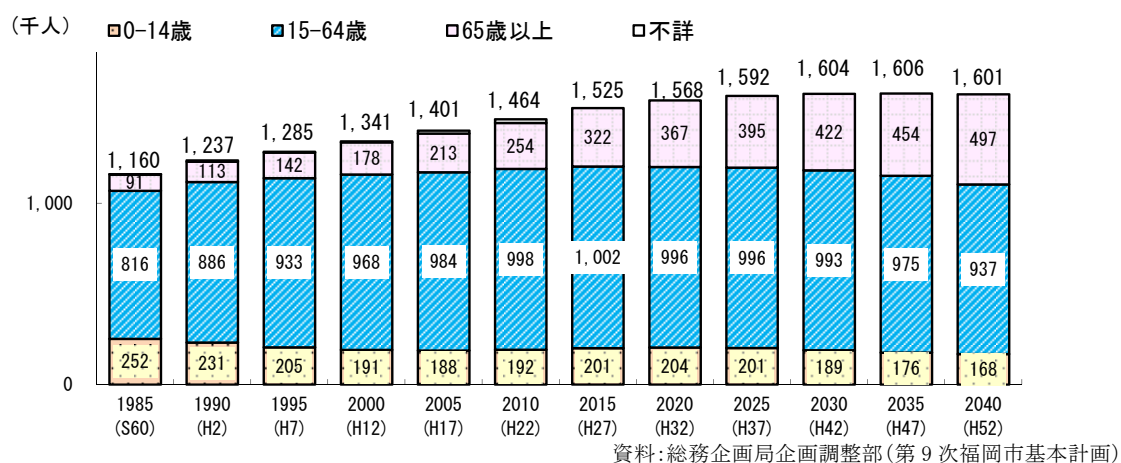
福岡市役所内では、「福岡市職員の人材育成・活性化プラン（改定版）」において、女性職員の活躍推進を重点取組に位置付け、「役付職員（係長級以上）に占める女性の割合を平成30年度までに20%以上にすること」を目標に、女性職員のチャレンジ支援や、男女が共に仕事と生活を両立できる働きやすい職場環境づくりを進めています。また、平成26年10月には、外部アドバイザーを含む庁内プロジェクトチームにより女性職員活躍推進に向けた必要な施策を取りまとめ、長時間労働を前提とした働き方の見直しなど更なる取組を推進しています。

3 福岡市の現状

(1) 人口

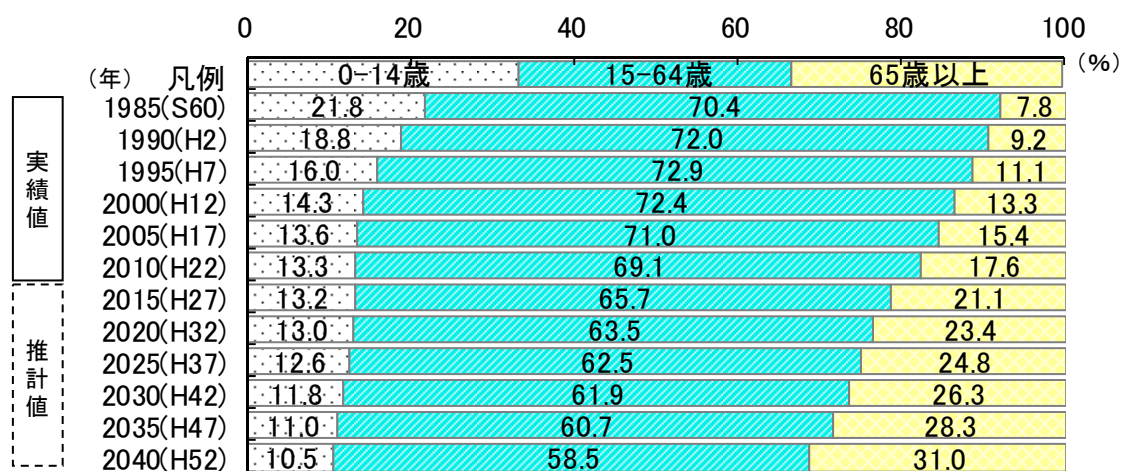
福岡市の人口は、一貫して増加していますが、20年後の平成47年頃をピークに減少に向かうと予測されています。

○ 福岡市の人口推移と推計人口（1985年～2040年）



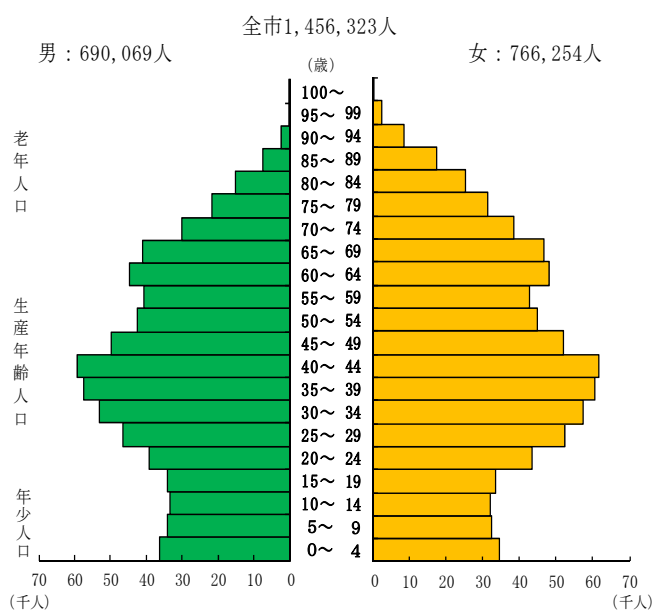
福岡市は若者が多く活気あふれる街ですが、高齢化と無縁ではありません。団塊の世代約15万人が後期高齢者となる平成37年頃には、65歳以上の高齢者人口割合が25%を超えると予測されています。

○ 福岡市の人口・推計人口における年齢構造の変化（1985年～2040年）



○ 人口構成ピラミッド（男女・年齢構成 福岡市）

【平成 26 年】



資料:「住民基本台帳(平成 26 年 9 月 30 日現在)」

男女別でみると、福岡市は女性が多いまちです。15 歳から 64 歳までの生産年齢人口をみると、全国的には 40 代までは男性のほうが多いが、福岡市では 20 代以上は全て女性のほうが多くなっています。特に 25～34 歳では女性のほうが 5～7 % も多い状況です。

○生産年齢人口における男女構成比

年代	福岡市 (単位:人)		全国 (単位:千人)	
	男性	女性	男性	女性
15～19	39,067 (51.0%)	37,568 (49.0%)	3,109 (51.3%)	2,954 (48.7%)
20～24	48,983 (49.4%)	50,162 (50.6%)	3,266 (50.8%)	3,160 (49.2%)
25～29	49,086 (46.3%)	56,873 (53.7%)	3,692 (50.6%)	3,602 (49.4%)
30～34	53,663 (47.3%)	59,748 (52.7%)	4,221 (50.6%)	4,120 (49.4%)
35～39	58,842 (48.1%)	63,530 (51.9%)	4,950 (50.6%)	4,836 (49.4%)
40～44	50,530 (48.1%)	54,582 (51.9%)	4,400 (50.3%)	4,341 (49.7%)
45～49	44,898 (48.3%)	48,063 (51.7%)	4,028 (50.1%)	4,005 (49.9%)
50～54	41,958 (48.5%)	44,526 (51.5%)	3,810 (49.8%)	3,835 (50.2%)
55～59	45,446 (48.3%)	48,567 (51.7%)	4,287 (49.5%)	4,376 (50.5%)
60～64	48,436 (47.6%)	53,356 (52.4%)	4,920 (49.0%)	5,117 (51.0%)

(参考)

全人口	692,648 (47.3%)	771,095 (52.7%)	62,328 (48.7%)	65,730 (51.3%)
-----	-----------------	-----------------	----------------	----------------

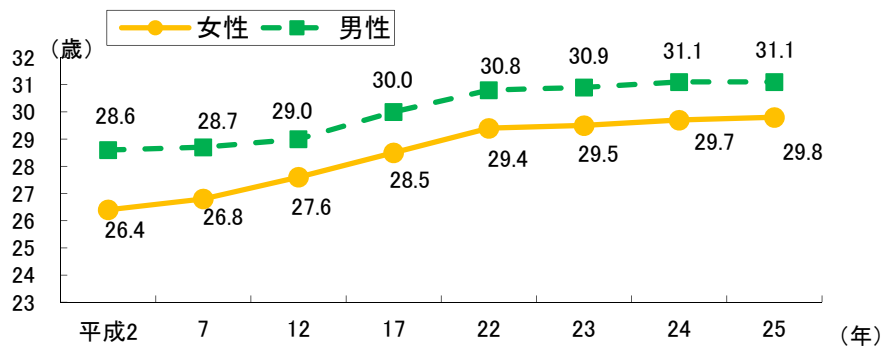
資料:国勢調査(平成 22 年)

(2) 結婚・出産

福岡市の平均初婚年齢は男女共に上昇しています。

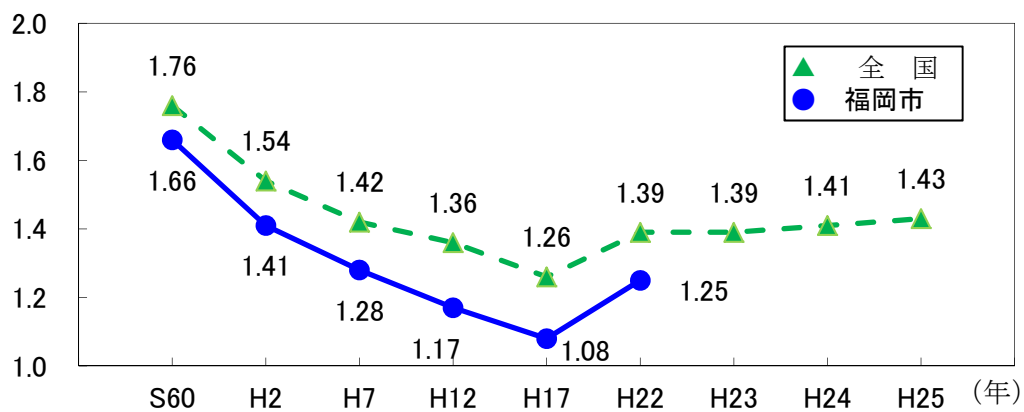
また、出生率は全国平均を下回っています。

○ 平均初婚年齢の推移（福岡市）



資料:厚生労働省「人口動態調査」

○ 合計特殊出生率の推移

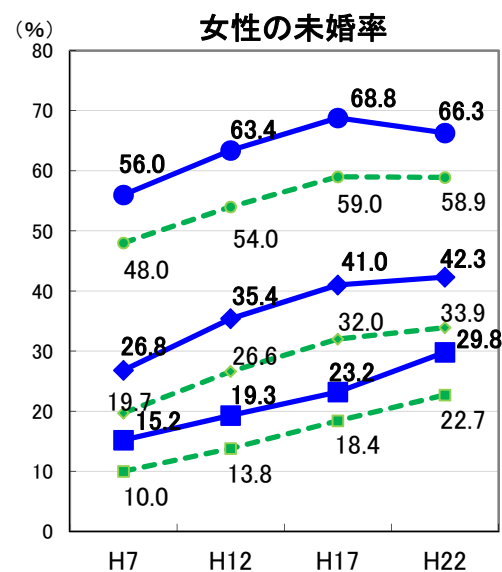
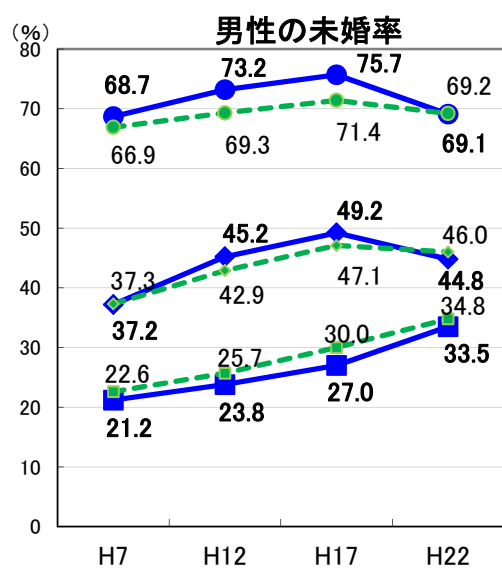


合計特殊出生率:1人の女性が仮にその年の出産の傾向どおりに一生の間に生むとしたときの子どもの平均数
※現人口を維持するのに必要な水準は 2.07

資料:厚生労働省「人口動態調査」

福岡市の未婚率は、平成22年には25～34歳の男性と25～29歳の女性で低下している一方で、35歳以上の男性及び30歳以上の女性では上昇傾向にあります。また、女性の未婚率は全国平均を大きく上回っています。

○ 未婚率の推移（福岡市）

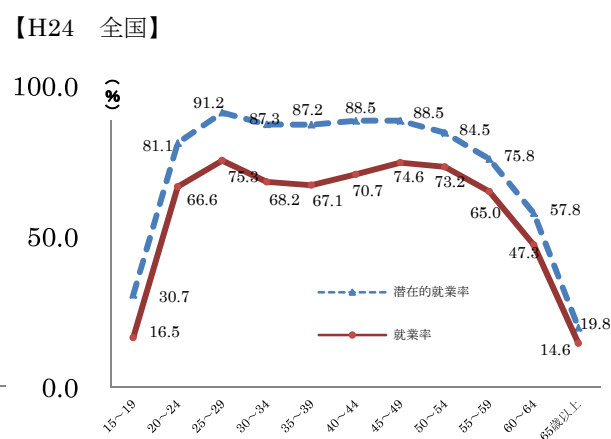
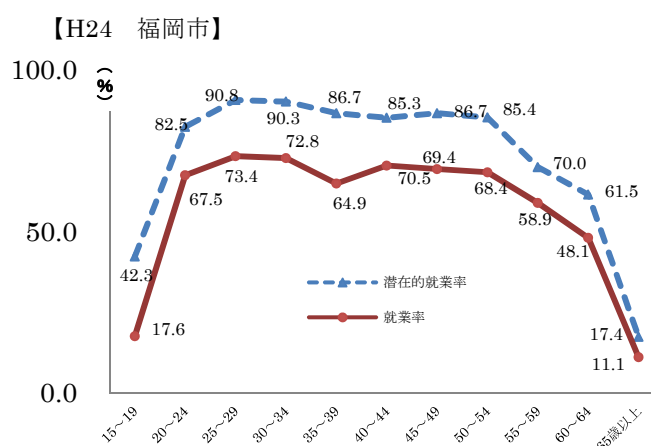


資料：国勢調査

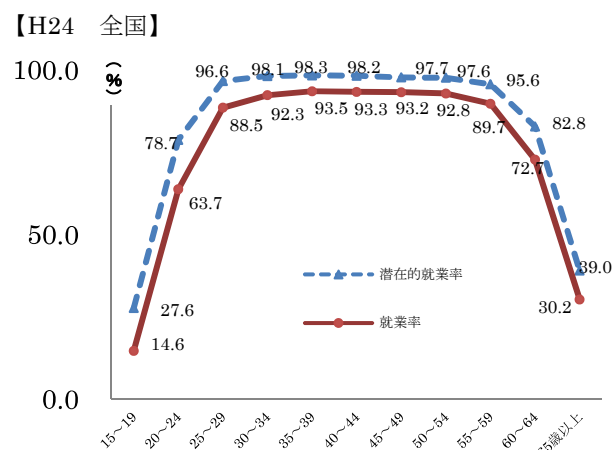
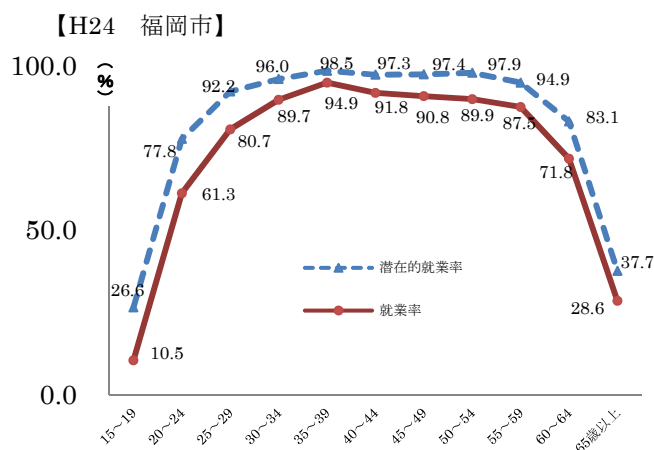
(3) 就業の状況

福岡市の女性の就業率を年代別にみると、25～29 歳（73.4%）と 40～44 歳（70.5%）を頂点とし、35～39 歳（64.9%）を底とするM字カーブを描いています。カーブは以前よりも浅くなってきていますが、男性や全国平均と比べると、依然として女性の就業率は低い状況です。

○女性の年齢階級別の就業率



○男性の年齢階級別の就業率



資料:就業構造基本調査

※就業率は有業者の割合、潜在的就業率は有業者＋（無業者中の就業希望者）の割合

4 第2次基本計画の評価と今後の課題

第2次基本計画では、6つの基本目標と19の施策の方向、重点的に取り組む施策として「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援」「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」「市の政策・方針決定過程への女性の参画促進」「地域における男女共同参画の推進」の4つを定め、積極的に取り組んできました。

市は毎年度、具体的施策を推進する個別事業の実施状況を福岡市男女共同参画審議会に報告し、特に重要と認められる7つの重点評価項目の成果について、審議会による評価を行い、その結果を公表しました。

重点評価項目ごとの、第2次基本計画における主な取組と成果は次のとおりです。

(1) 主な取組と成果

◆男女平等教育の推進

子どもの頃からの性別にとらわれない自己形成ができるよう、中学生向け出前セミナーを全中学校で実施するなど、学校教育における男女平等教育を推進するとともに、教育関係者を対象に研修を実施しました。

小学校では副読本の活用率、混合名簿採用率は100%近い状況です。中学校では副読本の活用率、混合名簿の採用率ともに50%の目標を上回りました。

◆配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

平成23年2月に策定した福岡市DV基本計画に基づき、暴力防止のための広報・啓発を進め、相談窓口の周知を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関が連携して相談対応から自立まで切れ目のない支援に取り組んできました。

また、若年層に対する予防啓発として市立高校でデートDV防止教育講演会を実施しました。

◆仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

企業のワーク・ライフ・バランスの取組を支援する出前型セミナーや講演会、産学官による研究会の実施、社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の実施等により、企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及・促進を図りました。

また、より多様な働き方の提案としてテレワーク（在宅勤務）の普及啓発や導入を希望する企業への支援を行いました。

さらに、平成26年4月より、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業を市民

局に集約し、効果的に事業を実施できる体制を整えました。

◆子育て支援の充実

待機児童解消を目指して保育所等整備を実施するとともに、延長保育実施園の拡充、留守家庭子ども会事業の推進など多様なニーズに対応した子育て支援に取り組みました。

また、児童虐待防止については、相談体制の充実、関係機関とのネットワークの強化などにより、虐待の未然防止や早期発見、再発防止に取り組みました。

◆働く女性への支援

アミカスにおいて、ハローワークと連携し就職を目指す女性の支援を行うとともに、企業における女性リーダー育成のための能力向上やキャリアアップの研修を行いました。また、女性の起業支援として、創業支援セミナーや「おうち起業・プチ起業」を目指す女性を対象としたセミナーを行うとともに、先輩女性起業家による相談会やセミナー・交流会等を定期的を開催し、ネットワークづくりに取り組みました。

◆市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

市の政策・方針決定過程である審議会等委員への女性の参画促進について、各担当課との事前協議を徹底するとともに、庁内推進体制である福岡市男女共同参画推進協議会において審議会等委員への女性の参画促進や女性職員の登用促進について強く働きかけました。

また、福岡市の役付職員(係長級以上)に占める女性の割合については、女性職員の活躍推進のための重点的な取組の成果が少しずつ表れてきました。

◆地域における男女共同参画推進活動の支援

地域の方からの提案で、平成23年度に、福岡市独自の男女共同参画週間（みんなで参画ウィーク：11月3～9日）を創設しました。この週間に合わせて、各校区での研修や講演会の開催、積極的な広報・啓発活動等、様々な取組が行われています。23年度当初は23校区での取組でしたが、26年度は136校区で取組が行われ、全市的な広がりをみせています。

また、平成23～24年度は重点推進区(中央・西区)、平成25～27年度はモデル校区（若宮・堤）において、地域で指導的立場に立てる女性リーダーの育成と、実践活動の支援を行うとともに、地域の様々な団体で役員が改選される時期に合わせて、役員への女性の参画を働きかけるなどの取組を行いました。

アミカスでは、地域による男女共同参画に関する講座・講演会の企画を支援するため、参画サポーターや寸劇隊の派遣、人材情報の提供などを実施しました。

(2) 数値目標の達成状況

- ①平成27年度までに、社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合30%を目指します。

	初期値（平成20年度）	現状値（平成25年度）
全 体	13.0%	14.3%
女 性	9.6%	9.8%
男 性	18.3%	21.2%

※平成20年度市政に関する意識調査，平成25年度福岡市男女共同参画社会に関する意識調査

※社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合は微増しましたが、目標値の達成には一層の取組が必要です。

- ②平成27年度までに、福岡市の審議会等委員への女性の参画率35%を目指します。
あわせて女性委員のいない審議会等の解消を目指します。

	初期値(平成22年6月1日)	現状値（平成26年6月1日）
女性の参画率	28.9%	29.8%
女性委員のいない審議会数	12	7

※現状値は平成27年6月1日調査結果が出たら差し替え予定

※審議会等における女性の参画率は微増し、女性委員のいない審議会数は4割減少しましたが、目標達成には一層の取組が必要です。

- ③福岡市の係長級職員への昇任候補者（総括主任級職員）のうち30歳代の職員における男女の割合が、同年代の職員全体の割合と同等になることを目指します。

		初期値(平成22年5月1日)	現状値(平成26年7月1日)
女性	総括主任	36.2%	46.8%
	職員全体	48.6%	49.7%
男性	総括主任	63.8%	53.4%
	職員全体	51.4%	50.3%

※現状値は平成27年7月1日結果が出たら差し替え予定

※30歳代の総括主任級職員の男女の割合と、同年代の職員全体の割合はほぼ同

等となり、目標を達成しました。

(3) 今後の課題

平成16年4月の条例施行以後、約10年にわたり様々な施策を推進してきましたが、現状を見ると、次のとおり依然として多くの課題が残されています。

◆性別による固定的役割分担意識の解消

「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担について、平成26年度の「福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査」においては、女性の66.0%、男性の60.9%が否定的な考え方を持っていることが分かりました。この数値は増加傾向にあるものの、未だ根強く残っている状況です。今後さらに男性、子ども、子育て世代等、あらゆる人に男女共同参画の意識が浸透するよう、広報・啓発活動が必要です。

◆配偶者等からの暴力の防止

平成25年度の「福岡市男女共同参画社会に関する意識調査」では、恋人、配偶者、パートナーからの暴力を受けた際に実際に取った行動は、「がまんした」割合が最も高く、また、相談できる窓口を知らないと答えた人が14.6%いました。相談対応、保護、自立支援までの切れ目のない支援を一層充実・強化していく必要があります。

特に、若年層に対する予防啓発について積極的に取り組む必要があります。

◆ワーク・ライフ・バランスの推進

平成25年度の「福岡市男女共同参画社会に関する意識調査」においても、仕事や家庭生活など複数の活動をバランス良く行いたいと希望する人の割合は男女ともに高くなっているものの、実際には、男性は仕事、女性は家庭生活を優先している人の割合が高いという結果が出ました。また、平成26年度の「福岡市女性労働実態調査」ではワーク・ライフ・バランスについての市内事業所の認知度は58.8%とまだ低いのが現状です。

企業等におけるワーク・ライフ・バランスを促進するとともに、子育て支援や介護支援の充実など、多様なニーズに対応し、育児や介護と仕事を両立するための基盤づくりが必要です。

◆働く場における女性の活躍促進

平成26年度の「福岡市女性労働実態調査」によると、女性活躍推進への取組を進めている事業所と進めていない事業所の割合は半々の状況でした。また、

企業における女性の管理職割合（課長級以上）は10.0%と、5年前の調査時（5.5%）に比べ上昇していますが、女性の能力の発揮は十分とは言えない状況であり、働く場における男性中心の企業意識・慣行は未だ解消されていないといえます。

企業に対し意識啓発や支援を行うとともに、個々の女性に対し、能力向上・再就職や起業への支援等を行っていく必要があります。

◆市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等への女性の参画率は平成26年6月1日現在で29.8%、女性委員が一人もいない審議会等が7つという状況であり、さらに実効性のある取組が必要です。また、市女性職員の登用については、全職員に占める女性の割合が平成27年5月1日現在30.1%であるのに対し、女性の役付職員の割合は16.7%と増加していますが、十分とは言えない状況です。政策・方針決定過程に多くの女性職員が参画できるためには、管理監督者の意識を高めるとともに、女性職員のチャレンジ支援や男女ともに働きやすい環境づくりを進める必要があります。

◆地域における男女共同参画の推進

地域課題の解決に向けた活動や自治組織の運営について、性別や世代の偏りなく取り組まなければ立ち行かなくなる状況が生じていますが、日常的な地域活動の多くを女性が担う一方、諸団体の代表への就任は圧倒的に男性が多いという状況が依然として続いています。地域における諸団体の長等への女性の就任率は、平成26年7月1日現在18.4%と、女性の参画は十分とは言えない状況です。また、男女共同参画推進が自治協議会全体の取組になっていない校区もあります。

地域の自主性を尊重しながら、広く男女共同参画の視点を持って地域の様々な活動が展開されるよう、支援を一層充実していく必要があります。

◆推進体制上の課題

福岡市のあらゆる施策が男女共同参画の視点で展開され、男女共同参画の推進が広く市民に広がりを持つためには、総合的な企画調整を行う部署、拠点施設、各区役所等それぞれが役割を果たしながら、連携を密にしていくことが必要です。

そのため、第2次基本計画で明記された、地域の男女共同参画を推進する上で必要な支援の窓口としての区役所の役割や、アミカスの拠点施設としての機能を十分に発揮して、意識啓発を効果的に進めることが求められます。

Ⅱ 第3次基本計画の基本的考え方

1 第3次基本計画策定の目的と目指す姿

(1) 策定の目的

第3次基本計画は、男女が、たがいにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、条例の規定により、福岡市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定するものです。

男女共同参画社会基本法の制定から15年余が経過しましたが、第2次基本計画の策定後、景気後退による雇用環境の悪化や東日本大震災の発生など、社会経済情勢も大きく変化しました。

この第3次基本計画は、以上のような状況を踏まえて第2次基本計画を改定し、今後5年間に福岡市が取り組むべき施策の方向と内容を明らかにするものです。

(2) 福岡市が目指す姿

福岡市総合計画では「人材の多様性とその交流や対話から生まれる創造力が必要であり、さまざまな人材が育ち、集まり、活躍できる環境づくりに取り組む」としています。また、今後「一人ひとりが互いに人権を尊重し、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、多様性を認め合いながら輝いている」「若者、女性、高齢者、障がいのある人がいきいきと働いている」「福岡を拠点に活躍する女性、若者、学生、留学生が数多く生まれ、チャレンジする人材が活躍しやすい」といった姿をめざしています。

そのためには、男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った意識、制度等を改め、個々を尊重し合い、性別に関わりなく一人ひとりが輝ける社会を作り出していかなければなりません。

この第3次基本計画では、第2次基本計画の6つの基本目標を引き継ぎ、福岡市が市民と共に目指すべき姿として掲げ、男女共同参画社会実現に向けた取組をさらに進めることとしました。

福岡市が目指す男女共同参画社会

1 男女平等意識が浸透した社会を目指します

市民一人ひとりが従来の性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な生き方を選択でき、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重される社会を目指します

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性暴力などあらゆる暴力が根絶され、男女が性別による差別的な取扱いを受けないなど、真に男女の人権が尊重される社会を目指します。

3 男女が共に仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

長時間労働など従来の働き方を見直し、一人ひとりが仕事、子育てや介護、余暇などの家庭生活、地域活動、ボランティア活動、自己啓発など、多様な選択のもとに、バランスのとれた生き方ができる社会を目指します。

4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

働く場において、男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がにつくられ、男女がその能力を十分に発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会となることを目指します。

5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

市の政策・方針決定過程や職場などあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画することで、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能になる社会を目指します。

6 地域において男女が共に支えあい、安心して暮らせる社会を目指します

地域において、日常の活動や意思決定の場に男女が共に参画し、高齢者の問題、子どもの問題、障がい者の問題、安全・安心のまちづくりなど様々な地域課題の解決に手を携えて取り組むことで、住みよい豊かな地域社会づくりを目指します。

2 第3次基本計画の位置づけ

(1) 国及び福岡県の男女共同参画基本計画との関連

男女共同参画社会基本法（第14条第3項）に基づき、国及び福岡県の男女共同参画基本計画を勘案することとし、福岡市の基本計画策定作業とほぼ同時に進められた国の第4次男女共同参画基本計画を参考に策定しました。

(2) 市条例の具体化

福岡市男女共同参画を推進する条例（第11条）では、「市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定しなければならない」と定めています。

この基本計画は、今後、福岡市が取り組むべき施策の基本的な方向を示すとともに、男女共同参画の推進に関する具体的施策の実施計画としての役割を果たすものです。

(3) DV防止法との関連

DV防止法（第2条の3第3項）に基づき、基本目標2「施策の方向1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」の部分を市町村基本計画と位置づけています。

(4) 女性活躍推進法との関連

女性活躍推進法（第6条第2項）に基づき、基本目標3と基本目標4の部分を、市町村推進計画と位置づけました。

(5) 市総合計画との関連

福岡市基本構想・第9次基本計画（平成24年12月策定、目標年次は平成34年度）との整合性を図ります。

3 第3次基本計画の体系

第3次基本計画では、第2次基本計画と同様に、6つの基本目標、それらの実現に向けて取り組むべき「施策の方向」を明らかにし、その方向性に沿って今後5年間に推進する「具体的施策」を示しています。

4 重点的に取り組む施策

福岡市の現状と課題、国の動き、社会経済情勢の変化等を踏まえ、次の6項目に重点的に取り組みます。

(1) 男女平等教育の推進

若年層への男女共同参画に対する意識啓発のため、小・中学校における男女平等教育や教職員を対象にした研修を行うとともに、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めることを目的とした出前セミナーを市内中学校で実施します。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

市配偶者暴力相談支援センターを中心に、配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発など、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりを目指すとともに、通報や相談への対応、保護、自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援を関係機関と連携して推進します。また、若年層への予防啓発など、配偶者等からの暴力防止に関する施策の一層の充実・強化に努めます。

(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

長時間労働の見直しや多様な働き方の普及、働く人の地域活動への参画、管理職の意識啓発と理解促進にも取り組みます。

近年は男性による介護や単身高齢男性の地域での孤立なども顕在化しており、相談支援の充実や退職者等の地域への参画支援などに取り組みます。

(4) 企業における女性活躍推進の支援、働く女性への支援

平成25年「女性の活躍推進」は国の成長戦略の中核に位置付けられました。福岡市では、積極的改善措置として女性の創業チャレンジを支援する講座や交流会を開催するとともに、中小企業など育成機会が少ない企業で働く女性を対象に女性リーダー（管理職）を育成する研修の充実を図ります。

(5) 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において、審議会等委員への女性の参画率が目標値を達成できるよう、実効性のある取組を進めます。

また、市職員については、女性活躍推進法の事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍を支援する取組を重点的に進めます。

(6) 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援

地域活動ハンドブックを活用して、地域における男女共同参画推進活動が自治組織全体の取組になるよう働きかけるとともに、意思決定の場に男女が共に参画できるよう、地域の女性リーダーの育成を支援します。

また、福岡市男女共同参画週間（みんなで参画ウィーク）をはじめ、地域と共働で男女共同参画について考えるための取組を進めます。

5 数値目標及び参考指標

数 値 目 標

計画期間中に福岡市が達成すべき数値目標として次の5項目を設定します。

- (1) 平成32年度までに市民意識調査における社会全体で見た場合の**男女の地位が平等**になっていると思う人の割合**30%**を目指します。

現状値【H25 意識調査】14.3%（女性9.8%、男性21.2%）

- (2) 平成32年度までに市民意識調査における「**男は仕事、女は家庭を守るべきである**」という考え方に否定的な人の割合**女性75%男性70%**を目指します。

現状値【H26 意識調査】63.5%（女性66.0%、男性60.9%）

（※市総合計画において、H34年度までの目標値が女性80%、男性75%）

- (3) 平成32年度までに**企業における女性管理職比率12%**を目指します。

現状値【H26 労働実態調査】10.0%

（※市総合計画において、H34年度までの目標値が12%）

- (4) 平成32年度までに福岡市の**審議会等委員への女性の参画率40%**を目指します。
あわせて女性委員のいない審議会等の解消を目指します。

女性の参画率 現状値【H26.6.1時点】29.8%

女性委員のいない審議会等の数 現状値【H26.6.1時点】7つ

- (5) 市職員の女性登用の目標値（総務企画局で検討中）

- (6) 平成32年度までに**地域における諸団体等の長への女性の就任率●%**を目指します。

現状値【H26.7.1時点】18.4%

参 考 指 標

第2次基本計画に引き続き、基本計画の進捗状況をわかりやすく示す指標として、参考指標を設定する。

基本目標	参 考 指 標
基本目標 2	i 配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合 現状値（H25） 精神的暴力：女性 40.4% 男性 26.3% 身体的暴力：女性 15.3% 男性 6.1% 性的暴力：女性 20.8% 男性 5.2% ii 配偶者等から暴力を受けた際、我慢した人の割合 現状値（H25） 女性 43.8% 男性 48.7%
基本目標 3	i 家庭生活における男女の平等感（平等と感じる人の割合） 現状値（H25） 女性 23.3% 男性 39.9% 全体 29.7% ii 男性も育児休業、介護休業、子の看護休暇を積極的に取得すべきと考える人の割合 現状値（H25） 女性 21.4% 男性 20.4% 全体 21.0% iii 男性も育児休業、介護休業、子の看護休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う人の割合 現状値（H25） 女性 65.4% 男性 60.5% 全体 63.4%
基本目標 4	i 職場における男女の平等感（平等と感じる人の割合） 現状値（H25） 女性 15.9% 男性 23.1% 全体 18.6% ii 25歳から44歳までの女性の就業率 現状値（H24） 70.3%

6 計画期間

平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とします。

7 計画の推進

(1) 推進体制の充実

① 庁内の推進体制

庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」（会長：市長、副会长：市民局男女共同参画部所管の副市長、委員：全事業管理者及び全局・区長等、幹事：関係部長）において、基本計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内の連携強化を図り、福岡市の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

また、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう、事務局の企画立案機能を高めるとともに、総合的な調整機能の強化を図ります。

② 男女共同参画審議会

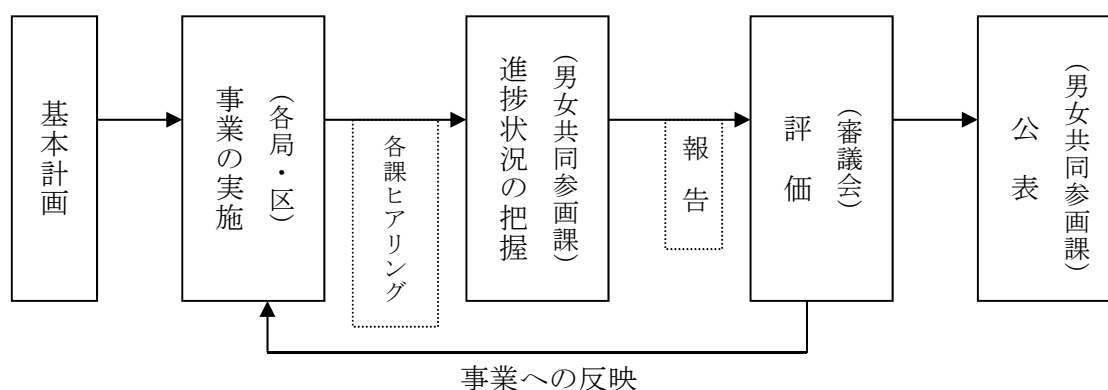
市長の附属機関として設置している「福岡市男女共同参画審議会」（以下、「審議会」という。）は、市長の諮問に応じ、福岡市の男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議し、市長に答申するほか、必要と認められる事項について市長に意見を述べます。

③ 施策に対する苦情への対応

条例第26条に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民から苦情が寄せられた場合、市長は、審議会の意見を聞いたうえで、必要に応じて適切な措置を講じます。

④ 基本計画の進行管理と推進状況の公表

市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を審議会に報告し、意見及び評価を受けて基本計画の進行管理を行います。また、条例第12条に基づき、実施状況及びその評価を年次報告書にまとめ、市民に毎年公表します。



（2）拠点施設、区役所の役割

あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開され、地域において男女共同参画が広く市民に浸透していくうえで、拠点施設、区役所が果たす役割は次のとおりです。

① 拠点施設「男女共同参画推進センター・アミカス」の役割

アミカスは、条例第 25 条で、福岡市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民等による取組を支援するための拠点施設と位置づけられています。

拠点施設として、多様な選択を可能にする意識啓発、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応した学習機会の提供、相談事業、図書及び情報提供事業等の諸事業を実施するほか、様々な分野の団体や市民グループとの連携・共働を推進し、市民の自発的な活動を積極的に支援していきます。

今後一層充実を図る機能は次のとおりです。

◆あらゆる人が共感できる男女共同参画の推進

男性や子どもが共感できる男女共同参画を推進するための啓発講座を実施します。特に、男性の家庭や地域への参画を推進するため、企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた意識啓発を進めます。

◆地域支援機能の充実・強化

区の男女共同参画担当部署と連携しながら、公民館、校区の自治協議会や男女共同参画推進組織等に対する情報提供や講座の企画立案に関する相談への対応など、地域の取組を支援します。

◆市民グループ、NPO等の育成・支援

市民グループ、NPO等による、第3次基本計画の基本目標に沿う活動に対し、経済的支援、広報への協力、専門的立場からの助言等を行い支援します。

また、相互の情報交換と交流の機会提供に努め、男女共同参画社会の実現という共通のテーマのもと、市民レベルの活動拠点としての機能を果たします。

◆相談機能の充実

「女性に対する暴力相談」、「男性のための相談ホットライン」など、多様なニーズに応える相談機能の充実・強化を図るとともに、区保健福祉センターなど関係機関との連携を強化します。

◆広報・啓発

男女共同参画に関する情報を幅広く収集し、タイムリーかつわかりやすい広報・啓発に努めます。

◆女性のチャレンジ支援

就業に役立つスキルや起業に必要な知識を学ぶ講座を開催し、経済的自立やキャリアアップ等女性のあらゆる方面へのチャレンジを支援します。

② 地域の男女共同参画推進における区役所の役割

区役所は、身近な地域の総合行政機関として市民生活に欠かせない様々なサービスを提供するとともに、区の特性や課題を踏まえたまちづくりの拠点としての役割を果たしています。区及び校区における男女共同参画を推進するうえでも、地域に密着した支援の窓口として次のような役割を果たします。

区役所は、全市的な男女共同参画推進の動きと区の特性や現状を踏まえながら、校区の取組状況を把握し、先進的取組や課題解決の事例に関する情報を区内の各校区が共有できるよう努めます。

また、関係部署が連携して、男女共同参画推進活動が校区全体の取組として行われ、意思決定過程に男女が共に参画し、男女共同参画の視点に立った地域の自治が行われるよう支援します。

(3) 多様な主体との連携・共働

① 市民団体、事業者等との連携・共働

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく市民や事業者の主体的な取組が不可欠です。多様化、複雑化する市民のニーズや地域課題に適切に対応していくため、教育機関、市民団体、NPO、企業、マスメディア等との連携・共働を進め、地域に根ざした身近な情報発信を行うとともに、多様な主体が持つ専門性や実践的ノウハウ等を活かした取組を進めます。

働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進やあらゆる人が共感できる男女共同参画を進めるには、今後特に企業への働きかけが必要なため、経済団体との連携に努めます。

② 自治協議会等との連携・共働

※地域のまち・絆づくり検討委員会での検討結果を受け見直す予定

男女共同参画を推進する活動が市民的広がりを持つためには、地域におけるまちづくりのパートナーである自治協議会との連携・共働が重要です。

地域での男女共同参画推進活動は、これまで、区及び校区男女共同参画推進組織(女性協議会、後に男女共同参画協議会)を中心に展開されてきました。現在、校区推進組織は自治協議会の一員として活動し、「男女共同参画に関する事業」は自治協議会が行う「まちづくり基本事業」に位置づけられています。

男女共同参画が地域に広く浸透し、校区が男女共同参画の視点に立って運営

されるためには、推進組織の活動にとどまらず、自治協議会全体の取組になることが望まれます。

また、自治協議会制度が発足して10数年が経過した現在、地域コミュニティのあり方と支援制度の検討が進められているところですが、自治協議会等と市が目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、地域における男女共同参画を推進していけるよう、さらに連携を深めていきます。

③ 国・県等との連携

男女共同参画社会基本法は、地方公共団体に、男女共同参画社会の形成に関して、国の施策に準じた施策を実施することを求めています。このため、国や福岡県の動向を的確に把握し、福岡市の男女共同参画に関する諸施策に反映させていきます。

また、福岡県と県内の政令指定都市(北九州市、福岡市)の間で情報共有に努めるとともに、他の政令指定都市とも大都市に共通の課題等について情報交換に努め、基本計画を効果的に推進します。

第2部

計 画 各 論

基本目標1 男女平等意識が浸透した社会を目指します

市民一人ひとりが従来の固定的性別役割分担意識を解消し、多様な生き方を選択でき、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

（現状と課題）

平成 25 年度に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」によると、社会全体で見た場合の男女の地位の平等感に関する質問で、「男性が優遇されている」と思う人の割合が、前回調査（平成 20 年度）と比べ男女共に増加しており、過半数を占めています。男女があらゆる分野でより平等になるために最も重要と思うことを問う質問では、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」と考える人が最も多くなっています。

また、性別による固定的な役割分担意識をみると、「男は仕事、女は家庭を守るべき」という考えについては、平成 26 年度に実施した「福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査」においては、女性の 66.0%、男性の 60.9%が反対しています。この数値は増加傾向にありますが、平成 25 年度の調査では一度減少に転じており、今後の推移を見守る必要があります。

男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った意識等は、長年の積み重ねの中で形成されたものであり、あらゆる機会をとらえて意識啓発を行うとともに、男女に対して中立でない影響を及ぼす制度や慣行を見直していかなければなりません。

男女平等意識が浸透した社会を目指すには、とりわけ、子どもの頃からの男女平等教育が重要です。そのため、条例においても教育に携わる者の果たすべき役割を明記しています。また、男女平等意識が市民に浸透していくには、自治組織、市民団体・グループ、NPO等との連携・共働による取組が必要です。アミカス、区役所、公民館が連携して市民の取組を支援するとともに、男女共同参画が必要であることを広く市民が共感できるような啓発事業や学習機会の提供、情報発信を進めることが、今後も求められます。

さらに、国連の動向や諸外国の女性の状況等について情報提供や学習機会の提供に努め、市民の国際理解を深めるとともに、在住外国人女性の人権が守られ、安心して暮らせるよう支援することが重要です。

基本目標2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重される社会を目指します

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などあらゆる暴力が根絶され、男女が性別による差別的な取扱いを受けないなど、真に男女の人権が尊重される社会を目指します。

（現状と課題）

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などは被害者の多くが女性であり、その根絶は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき緊急かつ重要な課題です。特に、配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。被害者の多くは女性であり、その背景には性別による固定的性別役割分担意識や理由があればある程度の暴力を容認する風潮、男女間の社会的地位や経済力の格差等の社会状況があります。国では、平成13年にDV防止法が制定され、平成16年、平成19年、平成25年と三度の改正がなされましたが、平成25年の法改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者も法の適用対象となりました。内閣府の調査(平成26年度)では、女性の約4人に1人は「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを一つでも受けたことがあると答え、約10人に1人は何度も被害を受けたことがあると答えています。一方、福岡市が行った調査(平成25年度)では、恋人、配偶者、パートナーからの暴力を受けた際に実際に取った行動は、「がまんした」割合が最も高く(女性43.8%、男性48.7%)、さらに、相談できる窓口を知らないと答えた人が14.6%(女性14.8%、男性14.3%)いました。

福岡市では、平成23年2月に「福岡市DV基本計画」を策定し、この計画に基づき、暴力防止のための広報・啓発を進め、相談窓口の周知を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関が連携して相談対応、保護、自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組んできましたが、今後ともこの取り組みを一層充実・強化していく必要があります。特に、若年層に対する予防啓発について積極的に取り組む必要があります。

セクシュアル・ハラスメントについて引き続き啓発や被害者支援を進め、働く女性が妊娠・出産・育児休業等を理由に受けるマタニティ・ハラスメント防止の啓発にも取り組む必要があります。また、性犯罪の防止及び被害者支援、DVと関連が深い児童虐待、インターネットや携帯電話を介した性被害、思春期の性や子どもの人権問題などについても幅広く取り組んでいく必要があります。

生涯を通じた健康の保持のためには、心身及び健康についての正確な知識・情報の提供、男女の身体的違いを踏まえた各種検診、さらに、女性の就業者の増加や平均寿命の伸長等に伴う女性の健康問題の変化に対応した取組が求められるとともに、心の病気や男性に多く見られる自殺の問題等にも社会全体で取り組む必要があります。

また、高齢者・障がい者・外国人、性的志向や性同一性障害等を理由として困難な

状況に置かれている人々について、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

男女ともに非正規雇用労働者が増加する中、就業構造等から女性はより正規労働に就きにくく生活上の困難に陥りやすい状況にあるため、他機関と連携しながら就労支援や能力向上機会の提供等を行っていく必要があります。

基本目標3 男女が共に仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

長時間労働など従来の働き方を見直し、一人ひとりが仕事、子育てや介護、余暇などの家庭生活、地域活動、ボランティア活動、自己啓発など、多様な選択のもとに、バランスのとれた生き方ができる社会を目指します。

（現状と課題）

男女が仕事上の責任を果たしながら、人生の各段階に応じ、多様な選択ができるように仕事と生活を調和させることは、人口減少と少子高齢化の同時進行、雇用情勢の変化、グローバル化の進展等により、社会経済情勢が急速に変化する中で、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するために重要な課題です。

共働き世帯数が約6割となり雇用形態も多様化する中で、働き盛りの男性の多くは、依然として長時間労働、仕事中心の生活で、家事・育児等に関わる時間が短く、また育児休業の取得率も極めて低い状況です。その一方で、女性には家事・育児等の役割が偏り、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多く、女性の年齢階級別就業率におけるいわゆるM字カーブ（※9ページ参照）は解消されていません。

平成25年度の「男女共同参画社会に関する意識調査」においても、仕事や家庭生活など複数の活動をバランス良く行いたいと希望する人の割合は男女共に高くなっているものの、実際には、男性は仕事、女性は家庭生活を優先している人の割合が高いという結果が見られました。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等への二者択一をせまられることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の抑制等によるワーク・ライフ・バランス及び多様で柔軟な働き方の実現を図る必要があります。

平成26年度の「福岡市女性労働実態調査」では、ワーク・ライフ・バランスについて市内の事業所の認知度は58.8%とまだ低いのが現状です。また、ワーク・ライフ・バランスに取り組む必要がある、どちらかといえばあると答えた事業所は58.5%となっています。

今後、企業にとって、仕事と生活の調和に取り組むことが、生産性や従業員満足度の向上、有能な人材の確保等に繋がり、企業の評価の向上にもつながる中長期的な経営戦略の一つであるという認識を広げることが必要です。

併せて、男女間に根強く残る固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画が「女性だけの問題」ではなく男性にとっても、また企業や社会全体にとっても重要であるという意識を浸透させることも必要です。

今後、社会全体で子育てを支援する環境づくりのための施策、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けられる介護支援策、近年増加するひとり親家庭への支援策の充実など、多様なニーズに対応し、育児や介護と仕事を両立するための基盤づくりが求められています。

基本目標4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

働く場において、男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がつくられ、男女がその能力を十分に発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会となることを目指します。

（現状と課題）

平成 25 年度の男女共同参画社会に関する意識調査によると、女性が職業をもつことについて「子どもができたなら職業を中断し、子どもに手がからなくなって再び持つ方がよい」と考える人の割合は女性 51.0%、男性 55.6%で、「ずっと職業を持っている方がよい」と考える人が女性 37.5%、男性 30.7%となっています。

働く女性の増加に伴い、法制面の整備は進んできていますが、現実には、結婚、出産、育児を機に仕事を中断する傾向はいまだに顕著であり、パートタイム労働などの非正規雇用として働く女性の割合は、女性の就業者の半数を超えています。また、男女間の平均賃金には依然として開きがあり、管理職等における女性の比率も上昇傾向にあるものの、女性の能力の発揮は十分とは言えない状況であり、働く場における男女間格差はいまだ解消されていないといえます。

これらの要因としては、男女共に、固定的性別役割分担意識が解消されていないことや男性中心の企業意識・慣行がいまだに根強く残っていることが考えられます。

平成 26 年度の「女性労働実態調査」によると、女性活躍推進への取組を進めている事業所が 48.0%だったのに対し、進めていない事業所は 50.9%と半々の状況でした。進めていない理由としては、「取組をしなくても労働力確保は十分だから」「取組を進めるだけの人的・財政的余裕がないから」等が上位に挙げられました。

また、「昇進・昇格したい」と考える男性従業員は 42.8%でしたが、女性従業員は 20.8%で、意識の差が見られました。

働く場における女性の活躍を推進するため、女性リーダー研修や管理職セミナーなどキャリアアップや能力向上の研修等を実施していますが、引き続き企業に対し、働きかけや支援を行っていく必要があります。一方で個々の女性には労働関係情報の提供や就業意識の啓発、再就職や起業への支援等、ライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を可能にするための取組を進めることが求められています。

いきいきと働く女性が増えるということは、女性の経済的な自立を促進するだけでなく、経済の活性化や人材の確保等にもつながります。

働く場において男女を問わず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組む必要があります。

基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

市の政策・方針決定過程や職場などあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画することで、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能になる社会を目指します。

（現状と課題）

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定過程に男女が対等な立場で共に参画し、多様な視点が反映されることが重要です。

しかし、我が国では、男女共同参画の国際的な指標の一つである GGI（ジェンダー・ギャップ指数）が 142 か国中 104 位である（世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report2014」による）ことからわかるように、女性の参画状況は十分とはいえません。

このような現状の中、国においては、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度」の目標を達成するため、分野や実施主体の特性等に応じた実効性あるポジティブ・アクションの推進などの取組をすすめています。また、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、企業等における女性登用の数値目標や行動計画の策定と公表が義務付けられました。福岡市においても、第 2 次基本計画では審議会等への女性の参画率について、「平成 27 年までに 35%」との数値目標を設定し取り組んできました。しかし、平成 26 年 6 月 1 日現在の参画率は 29.8%で、88 の審議会のうち 7 の審議会等で女性委員が一人もいない状況です。

女性の参画を進めるため、第 3 次基本計画では、数値目標をさらに高く設定し、参画率の向上と女性委員がいない審議会等の解消に向けて、実効性のある取組を全庁的により一層推進する必要があります。

また、市女性職員の登用については、全職員に占める女性の割合が平成27年5月1日現在30.1%であるのに対し、女性の役付職員の割合は16.7%と増加していますが、十分とは言えない状況です。平成26年10月に取りまとめた「女性職員活躍推進プロジェクトチーム報告書」では、その要因として、長時間労働を前提とした働き方が仕事と家庭の両立を困難にしていることや、管理監督者の固定化した価値観及び過剰な配慮が女性職員の活躍を阻害していることなどがあがっています。政策・方針決定過程に多くの女性職員が参画できるためには、「福岡市職員の人材育成・活性化プラン」に基づき管理監督者の意識を高め、男女の区別なく意欲と能力に応じて評価され、また、女性職員が多くの仕事に参画でき、能力が発揮できるようチャレンジ支援を進める必要があります。あわせて、男性職員の育児休業取得促進や研修の実施など、男女共に働きやすい職場環境づくりを進める必要があります。

基本目標6 地域において男女が共に支えあい、安心して暮らせる社会を目指します

地域において、男女が共に日常の活動や意思決定の場に参画し、高齢者の問題、子どもの問題、障がい者の問題、安全・安心のまちづくりなど様々な地域課題の解決に手を携えて取り組むことで、住みよい豊かな地域社会づくりを目指します。

（現状と課題）

福岡市では、平成 16 年度に「住民による自治」と「市民と行政との共働によるまちづくり」を目指して自治協議会制度が創設され、それまで校区の男女共同参画推進組織（女性協議会、後に男女共同参画協議会）を中心に進められてきた推進活動は、自治協議会の事業として実施されることになりました。また、条例においても「自治組織の役割」（第7条）及び市が行う「自治組織への支援」（第17条）を定めています。

男女共同参画が広く市民に浸透していくには、最も身近な暮らしの場である地域における啓発活動が重要です。また、少子高齢化、単身世帯の増加、人間関係の希薄化など様々な変化が起きる中、地域課題の解決に向けた活動や自治組織の運営についても、性別や世代の偏りなく取り組まなければ立ち行かなくなる状況が生じています。

地域活動において男女が対等に発言し方針決定に関わっているか、いつも男性が主体で女性は補佐役になっていないか、次代を担う子どもたちの健全育成や、支援が必要な高齢者等を男女を問わず共に支えているかなどをみると、地域における男女共同参画は十分とは言えません。日常的な地域活動の多くを女性が担う一方、諸団体の代表への就任は圧倒的に男性が多いという状況が依然として続いています。

地域の方からの提案で、平成 23 年度に創設した福岡市独自の男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」を活かして、地域における男女共同参画推進活動の輪は自治協議会を含めた校区全体に広がりつつあります。しかし一方で、まだ男女共同参画の推進が自治協議会全体の取組になっていない校区もあります。

取組が組織の枠組みを超えて広がり、男女共同参画の視点をもって地域の様々な活動が展開されるよう、男女共同参画協議会の活動支援だけでなく、自治協議会をはじめとする地域諸団体への意識啓発、女性が地域でリーダーになっていくための資質向上等の支援が必要です。女性が活躍できる環境を整えることにより、役員等への女性の就任率向上が図られ、地域の意思決定過程への女性の参画が促進されることになります。

東日本大震災でクローズアップされたように、災害時には男女が直面する困難の違いへの対策や、多様な人々への配慮が必要です。防災に係る意思決定の場に女性が参画し、男女共同参画の視点から事前の備えや避難所運営等の地域防災の取組を進めていかなければなりません。また、女性の就業が進み、団塊の世代が退職期を迎えている今、男女に関わらず誰もが地域活動に参画しやすいように工夫し、活動の担い手を増やすことも今後さらに必要になってきます。

福岡市男女共同参画基本計画(第3次)体系図(案)

基本目標	施策の方向	具体的施策	
1 男女平等意識が浸透した社会を目指します	1 男女平等教育の推進	1	学校教育における男女平等教育の推進
		2	教育に携わる者への研修の充実
	2 男女共同参画推進センターを中心とした啓発・学習の全市的展開	3	男女共同参画推進センターにおける取組の推進
		4	拠点施設としての支援の充実
		5	区役所、人権啓発センター、市民センターにおける取組の推進
		6	公民館における取組の推進
		7	男女共同参画に関する調査・研究
		8	男女共同参画に関する広報と情報提供
	3 市民等との連携・共働の推進	9	市民団体、NPO、自治協議会等との連携・共働
		10	大学との連携
		11	報道機関との連携
	4 国際理解・交流の推進	12	男女平等に関する国際理解の推進
		13	在住外国人女性への支援
2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重される社会を目指します	1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護	14	配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発
		15	相談体制の充実
		16	保護体制の充実
		17	被害者の自立のための支援
		18	関係団体との連携
	2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止	19	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発
		20	市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止
		21	教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止
		22	相談の充実
		23	性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援
	3 生涯にわたる健康支援	24	青少年に対する支援、意識啓発への意識啓発
		25	母性機能の社会的重要性に関する認識の浸透
		26	出産前後の女性の健康管理の支援
		27	ライフステージに応じた心身の健康管理の支援
	4 様々な困難な状況に置かれた女性等への支援	28	高齢、障がい、貧困等により困難を抱えた女性等への支援

基本目標	施策の方向		具体的施策	
3 男女が共に仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します	1	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の推進	29	企業等への広報・啓発
			30	育児・介護休業制度に関する広報と情報提供
			31	仕事と生活の調和のとれた生き方の普及
			32	市役所における 育児・介護休業取得者への支援意識啓発
	2	男性の家庭・地域への参画促進	33	男性への意識啓発
			34	男性の家庭生活や地域活動への参画促進
			35	生活的自立のための様々な学習機会の提供
			36	男性相談の充実
	3	子育て・介護支援の充実	37	多様なニーズに対応した 保育サービス等子育て支援の充実
			38	子育て支援の充実子育てしやすい環境づくり
			39	ひとり親家庭への支援の充実
			40	介護支援の充実
4 女性が働く場において男女が対等に参画し、活躍できる社会を目指します	1	企業における女性活躍推進の支援	41	企業等への広報・啓発
			42	企業の女性活躍推進の取組支援
	2	働く女性への支援	43	働く女性への労働に関する広報と情報提供
			44	働く女性の能力向上、キャリアアップ支援
			45	相談の充実
	3	女性の就業・起業支援	46	就業意識の啓発と職業能力の向上
			47	女性の起業支援
			48	再就職の支援
5 男女が政策・方針決定過程に参画し、社会に目指します	1	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進	49	審議会等への女性の参画促進
			50	市役所における男女共同参画の推進
	2	あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進	51	企業における女性の参画促進
			52	農林水産業の分野における女性の参画促進
			53	地域における女性の参画促進
6 地域に安心して暮らせる社会を目指します	1	地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援	54	地域の主体性を尊重したにおける男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援
			55	自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透
			-	男女共同参画協議会等の活動支援
	2	地域活動の方針決定過程への女性の参画促進	56	自治協議会等への女性役員の参画促進
			57	地域の女性リーダー育成と活躍支援
	3	男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	58	市民への意識啓発